

# 情報提供

那医発第 137 号  
令和 4 年 6 月 17 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
副 会 長 友利博朗



## 地域医療関係通知文の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「地域医療関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添資料を当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いいたします。また、インターネットに対応していないなど紙ベース（印刷物）での提供をご希望の際は、お手数ですが、下段（FAX）にて那覇市医師会・事務局までお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

..... 記 .....

沖医発第 376 号 F  
令和 4 年 6 月 13 日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 宮里善次  
(地域医療担当理事)

## 地域医療関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、日本医師会より、地域医療関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。  
本通知①は、令和 4 年度医療法第 25 条第 1 項及び第 3 項に基づく立入検査に関する周知事項および前年度からの変更点が示されております。  
②は、医療法第 25 条第 1 項に基づく令和 4 年度の立入検査実施にあたって留意事項が取り纏められたこと、また今後の立入検査の実施にあたり参考としていただく要綱の一部が改正された旨の周知依頼となります。  
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。  
なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- ① 令和 4 年度医療法第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について  
(令和 4 年 5 月 31 日 日医発第 444 号(地域))
- ② 「令和 4 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」及び「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」  
(令和 4 年 6 月 7 日 日医発第 494 号(地域))

沖縄県医師会事務局業務 1 課：平木、徳村  
TEL:098-888-0087 FAX:098-888-0089  
g1@okinawa.med.or.jp

- 地域医療関係通知文の送付について (261 頁) を紙ベースで送付希望の施設は、施設名をご記入の上 FAX (098-867-3750) をお願い致します。

施設名 \_\_\_\_\_

FAX送付先 : 098-867-3750